

たないのであります。また一方、総務の京都地盤は、一昨十日、教組の学校管理を積極的に支援する声明を発し、教育委員会側の補習授業の通学バスを実力で阻止するという強硬な態度を決定したとさえ伝えられておるのであります。これは、元来神聖にして侵すべからざる教育の場が学外の一部の特定勢力の暴力によつて蹂躪せられつつあることを意味するばかりでなく、学校がさながら労働争議の場と化し、極言すれば、ここに暴力革命への予行演習が行われつゝあると看つてき得るのであります。(拍手)

今回のこの組合の学校管理こそは、昨年来各地に頻発しておりまするいわゆる生産管理闘争やビケ・ライン戦術とまつたく航を一にするものであると申さなければなりません。しこうして、また、かかる闘争が共産黨の巧妙なる指導によるものでありますことは、その機関紙や指令によつて、今日何人も疑うことができない事実と相なつておるのであります。(拍手)さきに私がいたしました通り、共産黨は、一つの工場が争議に入れば、付近のある住民を動員して、いわゆる人民共闘の形で闘争を展開するようにと、常に下部に指令を免しておるのであります。

今回の旭丘事件は、この共産黨の人員が未成熟な生徒までも煽動し、彼らをこの不法な闘争に悪用しておるという事実であります。從來、この学校におきましては、特定の生徒を指導して生

徒会をリードせしめ、生徒の自主的行動という形で政治活動を行わしめてい

たようであります。しかし、今回の事件にあたりました。さきには生徒会をして区民大會開催の決議を行わしめ、署名運動、資金カンパに動員するとともに、教育委員会へのデモに参り立て、

では法政園には絶対にあるまじき校長の不法監禁や組合の学校管理にまで

協力せしめるといふ、まさに恐るべき現象が起つておるのであります。

そこで私は政府に数点お尋ねいたし

たのであります。が、第一には、す

べに暴力が神聖なるべき学校を支配し、非合法が白昼公然と横行しておる

にかかわらず、政府は手をこまねいて何ら事態の收拾に当らうとしないばかりでなく、校長の監禁といふ学校支配

といふ、父兄や生徒の動員といふ、まさに治安上、教育上きわめて嚴重すべき事態が起つておるのであります。

この事件に対する文部大臣の御見解並びに今後の事態收拾策につきお伺いをし

ておきたいのであります。

次に、今回の事件の発端は、先にも述べました通り、三名の教員が上司の命令、職務上の義務に違反したために

懲戒免職処分を受けたことに基づいておるのであります。

そこで文部大臣にお伺いをいたした

のであります。が、このように法の存

在を無視する教員漫談精神なき日教組

が政治的に偏向した不法行為を犯した

件が発生後ににおいて初めて教育委員会の

事態收拾と教員の自衛を要望したにす

ぎないのであります。かかる無為無策

ります。もし人事が不当であると考え

るならば、何ゆえに彼らはまずかかる

合法的な手段によつて當、不当を争おうとなかつたのであるか。大衆の実

力によつて問題を解決せんとするがことき法の存在を無視する態度は絶対許

すこときできないのであります。(拍手)これによつてこれを見えますれば、

現在の教員や教職員組合の中には、法

治園の根幹である法秩序の維持を全然

無視せんとする態度が取取できるのであります。まことに偶然たらざるを

あります。私は、この際、教員や日教組幹部が誠意に教育者としての本来の

使命を自覚し、国民全體の奉仕者としての威正中立な教育を行つて参ります。

さらず迅速に陥ればかりでなく、今

日には至るもなお意見の統一を欠いてお

りますが、ために、委員会自身の機能

が麻痺して、強力な活動ができないと

いうあります。が、ごとき教育委員会は、実質上教育の

失墜せしめるゆめしい問題が発生いたしておりますが、この解決のために

行なわれることは、健吾の民主主義の發展に重大なる暗影を投ずるもの

であります。(拍手)従つて、「教組

な教職員によつて今日の子弟の教育が

行なわれていることは、健吾の民主主義の發展に重大なる暗影を投ずるもの

であります。(拍手)従つて、「教組

育史上未曾有の不祥事件でござりますが、今後この種の事件は発生する可

能性があると考えられるのであります。従つて、教育の権威を守るために、抜本的に政治的勢力に左右されない

も、生徒に政治的勢力に左右されない

教育を保証いたしますために、抜本的な対策がとられなければならない

と思つてあります。しかるに、今日

文部省はまさに無力かつ無為無策で

のごとく無力であるといつたしますするな

がら、今回のごとき事件を未然に防止

できることは断じてできないのであります。

何らこれを阻止する権限を持たず、その権限を

もあさざして極左的態度を一燃非燃

限り、彼らの政治的偏向制彈の手を休

し、今後大地に足をつけた活動を開拓

すると宣伝いたしましても、今回の事件

件に対し示しているよな非法を

もあさざして極左的態度を一燃非燃

限り、彼らの政治的偏向制彈の手を休

し、今後大地に足をつけた活動を開拓

すると宣伝いたしましても、今回の事件

件に対し示しているよな非法を

もあさざして極左的態度を一燃非燃

限り、彼らの政治的偏向制彈の手を休

し、今後大地に足をつけた活動を開拓

すると宣伝いたしましても、今回の事件

件に対し示しているよな非法を

あります。私は、この際、教員や日教組幹部が誠意に教育者としての本来の

使命を自覚し、国民全體の奉仕者としての威正中立な教育を行つて参ります。

さらず迅速に陥ればかりでなく、今

日には至るもなお意見の統一を欠いてお

りますが、ために、委員会自身の機能

が麻痺して、強力な活動ができないと

いうあります。が、ごとき教育委員会は、実質上教育の

失墜せしめるゆめしい問題が発生いた

ておりますが、この解決のために

行なわれることは、健吾の民主主義の發展に重大なる暗影を投ずるもの

であります。(拍手)従つて、「教組

育史上未曾有の不祥事件でござりますが、今後この種の事件は発生する可

能性があると考えられるのであります。従つて、教育の権威を守るために、抜本的な対策がとられなければならない

と思つてあります。しかるに、今日

文部省はまさに無力かつ無為無策で

ありますから、いかに激烈な刑事罰を

もつて臨んだとしても、單なる法的措

置のみでは効果をあげることは至難で

まいとの感じを深くいたすもの

あります。私は、この際、教員や日教組

幹部が誠意に教育者としての本来の

使命を自覚し、国民全體の奉仕者としての威正中立な教育を行つて参ります。

さらず迅速に陥ればかりでなく、今

日には至るもなお意見の統一を欠いてお

りますが、ために、委員会自身の機能

が麻痺して、強力な活動ができないと

いうあります。が、ごとき教育委員会は、実質上教育の

失墜せしめるゆめしい問題が発生いた

ておりますが、この解決のために

行なわれることは、健吾の民主主義の發展に重大なる暗影を投ずるもの

昭和十九年五月十二日、衆議院会議録第四十七号 第十次造船促進に関する決議案

第二回 蘭陵東山子房山

第一回 航運保護に關する決議
造船が停滞するが、とき事態に陥るのを防止するため、政府は、第十九次造船の遅行に因し、適切なる臨時措置を講じ、かつ財政資金投資の公正を期し、第十次造船を早期に着手すべきである。

〔竹谷源太郎君登壇〕

及び日本自由党の共同提案にかかります。但し、その第十次造船促進に関する決議案提出の趣旨を申明いたします。

計画造船を悪用した海運造船疑惑は、すでに発端から今日まで百余人の

政界、官界、業界にわたつて主要人物が連携してゐるのも、この行政の特徴です。首脳部を失つた業界は右往左往するばかりで、行政の任せにある官僚陣は担当幹部を失い、指導能力を欠如するに至りました。我が国会からも汚職関係者を出したことにつきましては、ひたすら国民の前に自白自戒を誓うばかりでございます。

しかししながら、一たび眼を国際海運業界に転するとき、世界貿易は必ず傾向にあるにもかかわらず、商船保有量は昨年中に三百十七万トンを増加いたしましたのであります。アメリカは二千七百万吨、イギリスは一千八百五十五万トン、ノルウェーは六百三十六万トンを保有しております。これに続いてフランス、イタリア、オランダもおのおの三百数十万トンの船腹を持つておなり、わが國は三百三十五万トンでござ

いまして、戦前の第三位から第七位まで
転落いたしたのであります。

第二次世界大戦勃発のときに、ノルウェーは、水素爆弾の原料であつて、この重水素をつくる工場を持つたために、ヒトラーの軍隊によつて無警告空爆され、その後五箇年にわたつて二十万のドイツ兵の占領を受け、国土は極度に荒廃し、戦前保有した百九十分トンの船舶を全部失つたのであります。しかし、戦後五年にして現行の六百万トンを越すの海運国にのし上つたのでござります。これは、三十年來のノルウェー社会党政権下において、海員労働者が中心となり、勤労大衆も日本家業者となつて、食うものも食わざるを得ない小国であります。(その通り拍手)

ノルウェーは、人口わずかに三十三万余、わが国の二十二分の一、知床一県の人口にすぎない小国であります。海運国と自称する大英國日本ノルウェーの半分しか船を持つてゐないことは、まことに情ないではないことはございませんか。しかも、われわれは、外航商船は三百余万トンすぎませぬ。そのらちは、戦時中建造した、いわゆる戦艦と称する船舶も多數含まれておりますことは、知の事実でございます。従つて、領事館の建造を愈れば、外航船質の低下を來し、甚烈なる国際海運競争から立ち去るべき外航商船は二百余万トン

た、船員が不足しておりますると、それがだけ外國船介入の余地が大きくなること、戦前の海運地盤回復はおぼつかないくなるどころか、逆に外國船によつて食い込まれて来るおそれが強いのであります。われわれは、疑惑の追究を徹底的に行う方、常に輸出入物資の輸送手段となり、外貨獲得の重要な産業である海運業の発展、及びそのための優秀な造船建造と、一ち國家百年の大計を実現して行かなければなりません。われわれは、本国会において、保守三党的予算案及び兩派社会党共同組合案を予算案の双方とともに、海運業強化のための外航船舶建造の財政融資を審議可決したる責任にかんがみまして、現在の右が国海運業の窮状を點観するだけです。このことはできないでござります。ここに海運業の窮状と申しましたが、私はもとより個々の業者の利害について申すのではないでございません。我が國基盤確立の一つでありますところの海運業全般について申しているのです。ございまして、わが国の海運業は、戦争によつてほとんどすべての船員が失ったにもかかわらず、この損害二十五億円、これが時価に換算いたしますると最低五年以内の戦時補償を打切り、一擧にして海運業の蓄積資本は失われたのでござります。爾来、戦後の占領行政下、昭和二十二年から復元融資に始まる財政資金を主体とする各種造船が順次、第五次以降、船主五十五社、百七十四隻、百八十八万トンが津波されたのでござります。占領行政指導による計画造船の白山主義と機会均等方針を、弱小船主にまで計画造船に応する手を差しを与えることになり、国際競争力を効果的に遂行するため商船隊を結成するに周まことに、

ある必要が筋感されながら、現実にはあべこぶに船商は弱小船主に分散しました。そして、無能な内業者間競争を助長し、計画造船を獲得するとは弱小船主にとっては一つの授權事業と化し、基礎産業たる海運業は徳義者の授權の対象となつたのでございます。しかし、朝鮮動乱の終結までは海運は好況に恵まれたのでございましたが、朝鮮動乱が終つて世界の海運貨物市場が一齊に暴落してしまつてから、海運業者は金利支払いと船舶借入に事をなく不振に追い込まれたのでございます。ここにおいて、從来からリベートといひ一部の慣習は、今や改正によって必要收入と化し、リベートを確保のために外航船舶の融資利益予保給付までその対象とするようになりました。遂に目的のために手段を選ばぬ貿易敗が業界全般に蔓延して、その腐敗は政界と官界にまで及んだのでござります。このような計画造船堕落の最根本的原因は、海運業は国家の基礎産業でもあります。戦後は特に財政融資を主体として立て直しがはかられていたがゆえに公私両者が根本認識に欠ける反省から再開発せねばならないと思ひます。

すでに新聞紙上、造船、海運業界の再編成問題について報道せられ、これが社会党も堅持しておられます。これは、業界も主務官房も、再編成があつてはこの根本認識と共通の立場として用意せねばならないのです。国会が要望するのも、公益优先主義であることは弱小船主にとっては一つの授權

たる海運業の再建でございます。われわれ国会は、さような認識に基いて、第十次計画造船の着工を一日も早く実施に移そうと要望するに際しまして、遺憾なことは、第一に、船主及び運航業者を含む海運業者が多くが汚職、疑惑の疑惑に包まれて国民の信用を失っているという事実、第二に、海運不況のために市中銀行は担保力の薄い海運業に対して造船融資を拒否せんとしている事実であります。国会いたしましても、百七十五億にも達する巨額の財政資金を、汚職、疑惑の進行中ににおいて担保力の弱い業者に貸し付けることは、国民の代表として承認し得ざることは、これまでに、また、財政融資及び年利子補給を行つて現行制度を現状の業界に対し実施することに對しても、われくは疑問を持つてゐるのところであります。ところで、このような悪条件が重なり合つて、いふに第十二次造船をすみやかに着工せしめるためには、どうしても新しい臨時措置が必要と考えるのでございます。われくは、臨時措置として、昭和二十九年度実施の第十次計画造船に限り、財政資金のみをもつてしても外航船の建造を行うことが、残されたる最善の策とみなすのであります。最悪の余地に落ち込んでいる海運界の現状にありましては、船舶建造融資という公益的金融の大半を担当している日本開発銀行がからが船主となり、建造する外航船の型や性能の決定及び造船所の選定を、関係官僚及び関係業界の支持のもとに行はべきであります。しきして、建造した船舶は開銀から希望運航者に貸すべきであります。

実施する一方では、これに並行して船舶業界は造船業の再構成に着手し、昭和二十一年春度から日清に計画造船を全廻行し得るようにはなるべきであります。

すでに、各地の造船所におきましては、五月中旬に第九次造船は最後の六隻を竣工し、残るのは若干の輸出船と小型船のみとなるのであります。最近の造船所では、進水式が十数もむ告別式であり、人々は新造船を渠もつて見送り、いつまた船台に新しい発注があるか、まったく見通しがつがない現状となつておるのであります。

このように第十次造船工の見通しがつかないために、造船業士商の多くは、万の從業員三百六十種に及ぶ内陸運河業者たる従業員の生活は脅かされ、造船所のうちには一下子下落を実施してゐるところが多く、関連産業一ことに造船下請工場では、早くも倒産を出している始末でござります。神戸の地区にとるならば、四月一日現在において、下請工場は大小千三百あまりまして、從業員数四万三千人、家族數一十九千人、合計二十二万二千人に及びておりますが、こちらも倒産した例にとるならば、四月一日現在において、下請工場は大小千三百あまりまして、從業員数四万三千人、家族數一千九千人、合計二十二万二千人に及びます。

造船所は、地域に面する都市は分散をしております。造船業は、固家の大なる損失でございます。造船業は、その因連業には高級技術労働者たゞさん使つており、かかる技能者を納める地方税は、地方財政中租税収入の最低三割を占めているばかりか、船舶並びに地元開拓産業とその從業

本決議案を
十次造船促進
が経済不安撲滅
の不祥事を
するため、政
府に向け、確
切な指揮者とし
て直りのため
方向を、さ
くは我が國に
害は我が國に
る地経済を
波及する点
のものでござ
る。国会といた
る公私運の公益
一日も早く
造船をつづけ、
は、わが國の
するがこと
するため、政
府に向け、確
切な指揮者とし
て直りのため
方向を、さ
くは我が國に
害は我が國に
る地経済を
波及する点
のものでござ
る。国会といた
る公私運の公益
一日も早く
造船をつづけ、

このようにして地方経済はますます活性化され、このことは必ずしも國民経済発展に寄与するものと見てよい。このようにして地方経済はますます活性化され、このことは必ずしも國民経済発展に寄与するものと見てよい。

○議長 増 満場の間に、この際はおまかせをす。本室であります。
○議長 増 な。この際はおまかせをす。
○議長 増 ておりま
○議長 増 田井邦和議員
○議長 増 国務大臣
○議長 増 ○國務大臣 渡新造船度
○議長 増 造船所の
○議長 増 ました通
○議長 増 てはなら
○議長 増 すので、同
○議長 増 いたした
○議長 増 ろいろ述
○議長 増 りますの
○議長 増 それ研究
○議長 増 もう大体
○議長 増 ので、そ
○議長 増 際に行う
○議長 増 うと思つ
○議長 増 君の起立
○議長 増 貢君、小川
○議長 増 武二君、
○議長 増 院の同窓
○議長 増 た。右由
○議長 増 君の起立
○議長 増 貢君、小川
○議長 增 武二君、
○議長 增 院の同窓
○議長 增 た。右由

康次郎君、（おおきに）
「可決するに即
確なし」と呼ぶ
康次郎君、（かずさ
て本家は
運輸大臣が、免
す。これを許す。
田井光次郎
次郎君、
田中石井光次郎
計画につきま
事情等、たゞい
ないよなと思
田中計画をでき
いと存じておる
べきれましたと
て、それらの事
まつたは相談を
の準備も終りに
の実施もおそく
ことができると
ております。（
成者起立、
堤次郎君、
から、漁港審議
田貢郎君、板垣
池田駒平君を、
公得たとの
の実施もおそく
ことができると
ております。（
）

（お詫びいたしま
す。運輸大臣
より申出があつま
るに至るに至るだ
けであります。）

議題となりま
四名提出、道
外二十四名提
出を改正す
六年内に改
法の一部を改
正する法律
員長の報告
野忠君
二部を改正
二部を次の
昭和二十七
六年間に改
法の一部を改
正す
二部を施行す
一、二部を改
正す
内閣は、内閣は
全般に亘り同
種事に、此
るため本院
に候間の諸
あります。
も。よつ
島茂吉君
第一、道路
法の一部
法を改正す
るため本院
に候間の諸
あります。
も。よつ

二十一年度末までに、既に完成するに才する道路整備事業は、昭和二十七年度末までに、既に完成するに才するものと見てよい。また、既に建設中で、九十九年度末までに、既に完成するに才するものと見てよい。また、既に建設中で、九十九年度末までに、既に完成するに才するものと見てよい。

会における
報告申し
び内容は
整備特別
行う特任
、資金の
年間を限
ます。し
状況は、
度において
値印金も
昭和二十
五箇所が
ましても
約三十五
以降に持
従いまし
てかんが
計から地
のできる
度以降に
ます。
（拍手）
の結果、
可決すべ
ます。
いたしま
り決するに
り

外務委員	岡崎	栗二君	第十水造船促進に関する決議案
文部委員	竹谷源太郎君	内十九名	、去る十日議員から提出した議案は
厚生委員	山中	貞則君	次の通りである。
農林委員	三宅	正一君	市町村職員共済組合法案(堤ツヨ君外十一
水産委員	杉村沖治郎君		名提出)
運輸委員	木村	俊幸君	完春等懲罰法案(堤ツヨ君外十一
郵政委員	大上	司君	名提出)
経済安定委員	鈴木	俊夫君	、去る十日委員会に付託された議案
予算委員	石井光次郎君		は次の通りである。
中村	時雄君		第一七七号) 厚生委員会 付託
石村	英雄君	小平	市町村職員共済組合法案(内閣提出
横路	簡雄君	忠君	位に関する協定の実施に伴う土地等
當任委員の補欠を指名した。	戸叶	里子君	の使用及び漁船の操業制限等に関する
地方行政委員	渡邊	良夫君	法律案(内閣提出第一一七九号)
保岡	武久君	猪俣	、去る十日参議院に送付した内閣提出
鈴木	清春君	透三君	出案は次の通りである。
横路	節雄君		日本国との平和条約の効力発生及び
法務委員	石村	英雄君	日本國とアメリカ合衆国との間の安
外務委員	戸叶	里子君	全保障条約第三条に基く行政協定の
大藏委員	大上	司君	実施に伴う道路運送法等の特例に關
文部委員	佐藤	弘吉君	する法律等の一部を改正する法律案
厚生委員	小平	忠君	農林水産業施設災害復旧事業費国庫
農林委員	中村	時雄君	補助の暫定措置に關する法律案(内閣
水産委員	田淵	光二君	提出)
運輸委員	石井光次郎君		、去る十日第十六回国会、第十七回国
郵政委員	岡崎	勝一君	国会及び第十八回国会において本院
格安定委員	西村	榮一君	の適用に関する法律案
木村	俊夫君	案	日本国とアメリカ合衆国との間の安
猪俣	池三君		全保障条約第三条に基く行政協定の
杉村沖治郎君			実施に伴う公電電気通信法等の特例
予算委員			に関する法律の一部を改正する法律
横路	節雄君		案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫			、去る四月二十四日議員から次の議
案は委員会の審査を省略されたい旨			案

で就収不動産に關する借地借家賃問題、參議院に送付した。

理法案

一、去る十日第十六回国会、第十七回国会及び第十八回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を參議院に送付した。

疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法案

一、去る十日參議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

入場課与税法案

土地地区開拓整理法施行法案

一、去る十日次の内閣提出案(參議院回付)に対する參議院の修正に同意した參議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案

一、去る十日參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。

港湾法の一部を改正する法律案

一、去る十日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

土地地区開拓整理法案

一、昨十一日議員から提出した議案は次の通りである。

水道法案(只野直三郎君提出)

一、今十二日提出した緊急質問は次の通りである。

旭丘中学校問題に關する緊急質問
(町村金五君提出)

一、去る七日内閣から次の答弁書を受けた。

衆議院議員八木一郎君提出「織糸業者に生糸の輸出を定めることによる生糸の生産過剩化の防止」の案を審査するに當り、衆議院議員貝勝田清一君提出東富士市議会議員の答弁書を以て、本件の審査が終了した。

昭和二十九年五月七日
内閣總理大臣 吉田茂
衆議院議長 堀康次郎殿
格安定法による生糸買入れ対象に玉糸を加える件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員八木一郎君提出繭糸価格安定法による生糸買入れ対象に玉糸を加える件に関する質問に対する答弁書
現在、繭糸価格安定法により政府が生糸を買入れる資金は約三十億円であり、玉糸を買入れる緊急性、資金量並びに玉糸の最高価格及び最低価格の決定方法等について、なお研究を必要とするので、目下、これらの方点について慎重検討中である。
右答弁する。

